

旭川市バリアフリー 特定事業計画

平成 21 年（2009 年）1 1 月
旭川市

目次

1. 策定の趣旨	1
2. 策定の流れ	1
3. 旭川市の概要.....	2
4. 重点整備地区の概要	2
5. 特定事業計画.....	4
(1)－1 公共交通特定事業【バス事業】	4
(1)－2 公共交通特定事業【JR旭川駅舎】	8
(2)－1 道路特定事業【旭川駅前広場】	10
(2)－2 道路特定事業【生活関連経路・バリアフリー促進経路】	12
(3) 建築物特定事業【生活関連施設】	20
(4) 交通安全特定事業	25
6. 特定事業計画策定までの経過.....	30
7. 旭川市バリアフリー基本構想連絡・調整委員会	30

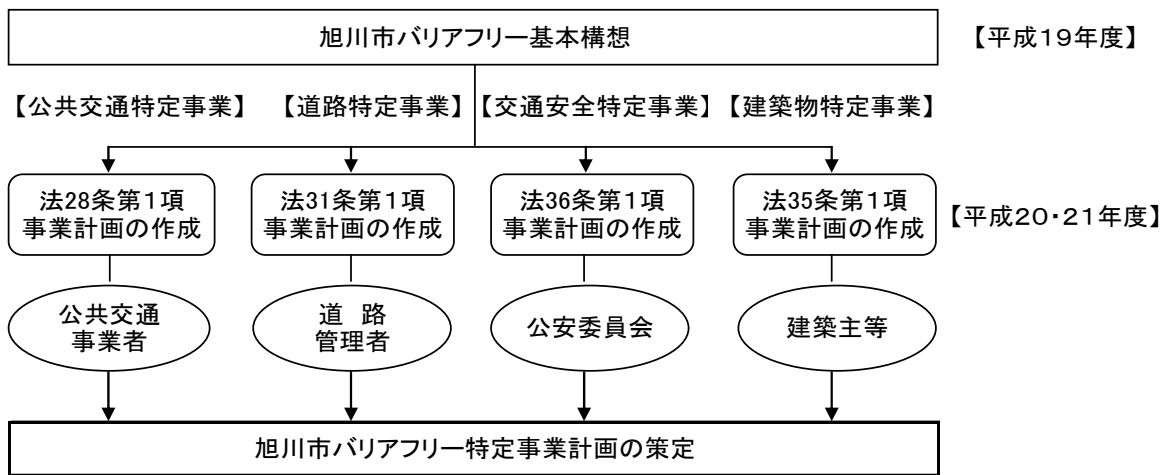
1. 策定の趣旨

平成20年3月に策定した『旭川市バリアフリー基本構想』に基づき、公共交通・道路・建築物及び交通安全の各特定事業ごとに『特定事業計画』を策定し、事業を実施します。

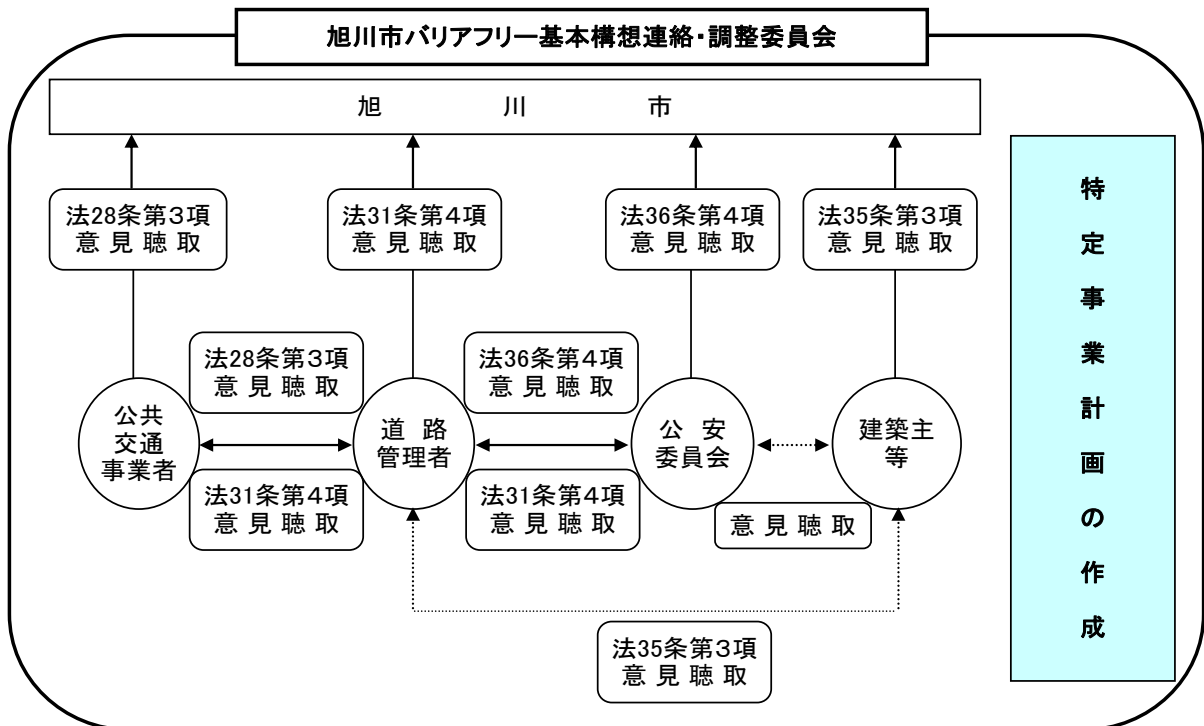
2. 策定の流れ

特定事業計画は、『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー新法」という。）』に基づき、以下の流れにより策定します。

旭川市バリアフリー特定事業計画の策定



各事業者による特定事業計画の作成の際の意見聴取



3. 旭川市の概要

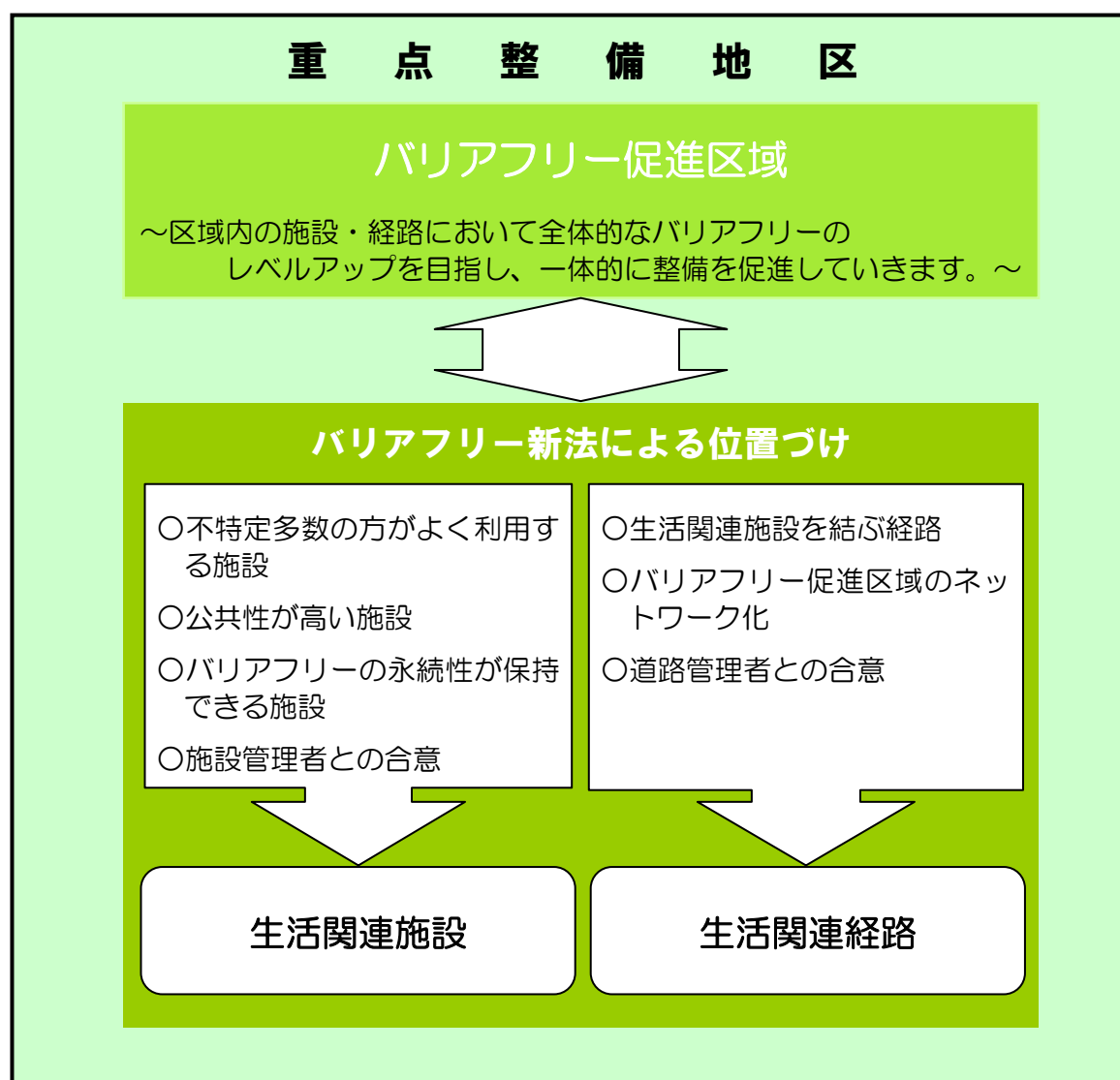
北海道のほぼ中央（東経 142° 22′ 北緯 43° 46′ 標高約 111m）の上川盆地に位置し、大雪山連峰や石狩川、忠別川などの豊かな自然に囲まれたまちです。

面積	人口	高齢の方の人数	障害のある方の人数
747.60 km ²	354,599 人	87,355 人 (24.6%)	20,802 人 (5.9%)

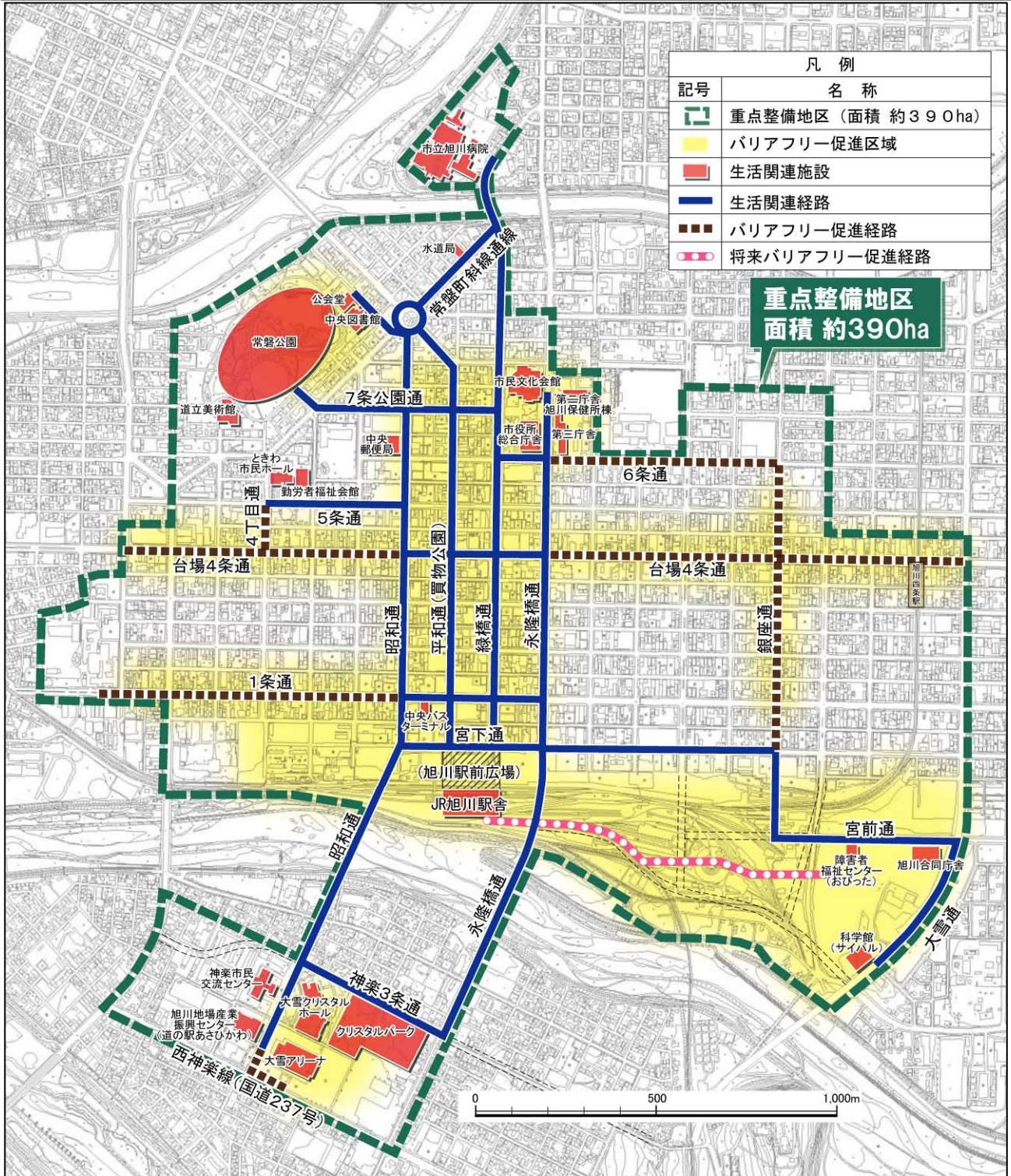
平成21年3月末現在（障害のある方の人数は平成20年3月末）

4. 重点整備地区の概要

重点整備地区は、重点的かつ一体的にバリアフリー化を目指す地区であり、バリアフリー促進区域と整合を図り、生活関連施設や生活関連経路を含む地区とします。



重点整備地区の概要



5. 特定事業計画

(1)－1 公共交通特定事業【バス事業】

事業者：旭川電気軌道(株)・道北バス(株)

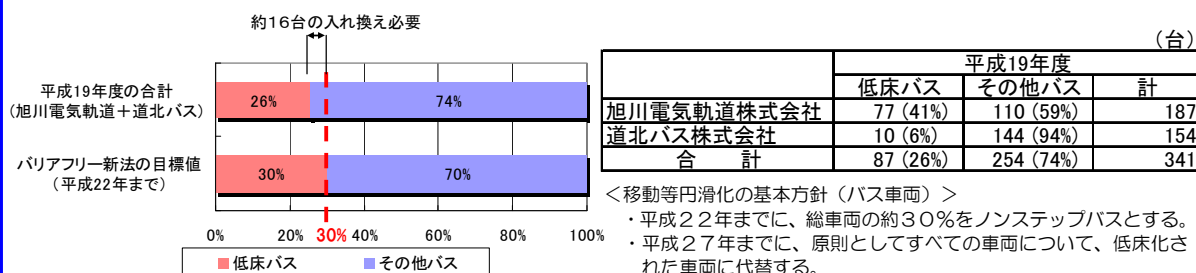
1. 低床バスの導入と運行

【事業方針】

定期的に低床バスを導入していくことは厳しい状況にあります。
現在保有している低床バス車両を有効に活用し、重点整備地区へのアクセスの向上に努めます。

【現状の対応】

- ・低床バスの導入について、旭川電気軌道(株)で8台、道北バス(株)で1台予定しています(平成19年度)
- ・旭川電気軌道(株)では、公共施設や病院を経由する路線に対して、優先的に低床バスを配車しています
- ・低床バスの運行状況を電話で確認できます



【メニュー】

- ・計画的な低床バス車両導入の検討
- ・重点整備地区へのアクセスを確保
- ・利用者のニーズに対応した低床バス運行
- ・低床バス運行状況の電話対応



2. バス停環境の向上

【事業方針】

バス停周辺の駐停車やバス待ち客のマナーなど、バス停環境の向上に努めます。
また、除雪については道路管理者と連携を図っていきます。

【現状の対応】

- ・バス停付近の駐停車のマナーについて、タクシー協会へ要請しています
- ・乗降口を誘導ブロックに合わせるよう乗務員教育をしています
- ・利用客の安全確保のため、状況に応じ除雪しています

【メニュー】

- ・バス停付近の駐停車に関する乗務員教育・協力要請の徹底
- ・バス待ち客の整理の検討
- ・除雪体制を道路管理者と協力・連携
- ・バスシェルターの設置



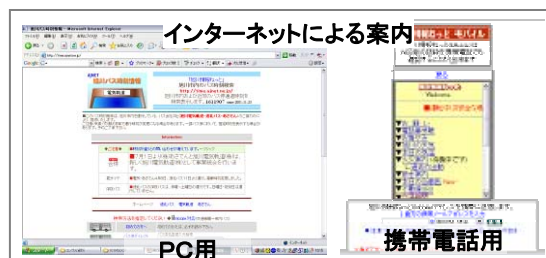
3. バス路線案内の充実

【事業方針】

分かりやすい案内放送や見やすい時刻表を検討し、サービスの充実を図ります。

【現状の対応】

- ・旭川電気軌道(株)では、旭川駅前バス停留所案内板を3ヶ国語対応にしています
- ・インターネットや携帯電話から時刻表が確認できます
- ・市と事業者が協力して、バスマップを作成し、市のホームページ等で情報提供しています
- ・車内案内放送の音量を聞こえやすく調整し、また車外案内放送についてはバス停周辺の環境に配慮して音量調整しています



【メニュー】

- ・分かりやすく見やすい案内・時刻表の検討
- ・バスマップの効果的活用の検討
- ・車内・車外案内放送の充実

4. 普及啓発活動の推進

【事業方針】

バス利用に関するイベント、啓発活動を継続的に実施し、バス事業者と利用者相互の協力体制を構築していきます。

【現状の対応】

- ・バス利用についてのイベントを実施しています
- ・乗務員教育を行っていますが、障害のある人（車いす使用者など）の利用者が少なく実践する機会があまりありません



【メニュー】

- ・バス利用に関するイベント、啓発活動を継続的に実施
- ・事業者と利用者相互の協力体制づくり



(1)ー1 公共交通特定事業【バス事業】

実施 継続

1. 低床バスの導入と運行

施設名	事業者	事業の内容	実施予定期間					備考欄
			H20	H21	H22	H23	H24	
低床バス	旭川電気軌道	計画的な低床バス車両導入の検討 重点整備地区へのアクセス確保 利用者のニーズに対応した低床バス運行 低床バス運行状況の電話対応						H9より導入。現在77台。今後、随時導入。 今後、北彩都あさひかわ地区も含め利便性の向上に努める。 要望を確認し、随時対応していく。 要望を確認し、随時対応していく。
	道北バス	計画的な低床バス車両導入の検討 重点整備地区へのアクセス確保 利用者のニーズに対応した低床バス運行 低床バス運行状況の電話対応						H12より導入。現在13台。今後、随時導入。 今後、北彩都あさひかわ地区も含め利便性の向上に努める。 随時効率のよい配車につとめる。 要望を確認し、随時対応していく。配車システムのシステム化により対応の効率化を図る。

2. バス停留所の向上

施設名	事業者	事業の内容	実施予定期間					備考欄
			H20	H21	H22	H23	H24	
バス停留所	旭川電気軌道	バス停留所の駐停車に関する乗務員教育・協力要請の徹底 バス待ち客の整理の検討 除雪体制を道路管理者と協力・連携 バスシエルトターの設置						バス停の掲示の改善、乗務員教育の徹底を図る。 自治体や広告媒体と連携し、利用者への協力を要請。 連絡体制の充実を図っていく。 現在20箇所設置。今後随時導入。
	道北バス	バス停留所の駐停車に関する乗務員教育・協力要請の徹底 バス待ち客の整理の検討 除雪体制を道路管理者と協力・連携 バスシエルトターの設置						バス停の掲示の改善、乗務員教育の徹底を図る。 自治体や広告媒体と連携し、利用者への協力を要請。 連絡体制の充実を図っていく。 現在13箇所設置。今後随時導入。

3. バス路線案内の充実

施設名	事業者	事業の内容	実施予定期間					備考欄
			H20	H21	H22	H23	H24	
案内放送・時刻表等	旭川電気軌道	わかりやすく見やすい案内・時刻表の検討 バスマップの効率的活用の検討 車内・車外案内放送の充実						実施中。さらなる設置場所、表現の改良を検討。 市と協力し、バス路線マップ作成済。今後さらなる充実を図る。 さらなる充実を図る。
	道北バス	わかりやすく見やすい案内・時刻表の検討 バスマップの効率的活用の検討 車内・車外案内放送の充実						実施中。さらなる設置場所、表現の改良を検討。携帯電話による時刻案内の開始。 市と協力し、バス路線マップ作成済。今後さらなる充実を図る。 さらなる充実を図る。

4. 普及啓発活動の推進

施設名	事業者	事業の内容	実施予定期間					備考欄
			H20	H21	H22	H23	H24	
イベント・啓発活動等	旭川電気軌道	バス利用に関するイベント、啓発活動を継続的に実施 事業者と利用者相互の協力体制づくり バス利用に関するイベント、啓発活動を継続的に実施						バスの日の実施。 各種団体、及び自治体と連携し、充実を図る。 バスの日の実施。
	道北バス	事業者と利用者相互の協力体制づくり						各種団体、及び自治体と連携し、充実を図る。

(1) - 2 公共交通特定事業【JR 旭川駅舎】

事業者：JR北海道

JR 旭川駅舎の新築

【事業方針】

移動等円滑化基準に基づき JR 旭川駅舎を新築します。

【現 状】

JR旭川駅周辺において平成 10 年度より進められている「北彩都あさひかわ」事業に伴い、高架駅舎として整備が進められています。



【施設事業内容】

施設名	主な事業内容	実施時期
JR 旭川駅舎	<ul style="list-style-type: none">・ 駅出入口から車両乗降口まで移動等円滑化された経路を確保（出入口、通路、エレベーター）・ 円滑に利用できるトイレの設置・ 誘導ブロックの設置・ 運行情報提供設備の設置・ 標識・案内板等の設置・ 円滑に利用できる乗車券販売所、券売機等の設置・ 円滑に利用できる改札口の設置・ 円滑に利用できるプラットフォームの整備	H23 完了

(1) 1-2 公共交通特定事業【JR旭川駅】
JR旭川駅舎の新築

施設名	事業者	事業の内容	事業量(注1)	実施予定期間							備考欄(注1)	
				H20	H21	H22	H23	H24	H25以降			
JR旭川駅舎	北海道旅客鉄道(株)	駅出入口から車両乗降口まで移動等円滑化された経路を確保(注2)	エレベーター エスカレーター 自動ドア	6基 12基 31箇所								直角二方向型(11人乗) 1000型・上下二方向 出入口、エレベーター・エスカレーター・階段風除室等
		円滑に利用できるトイレの設置	二段手摺 多目的トイレ	6階段 2箇所								点字案内シート付 オストメイト対応水洗装置
		誘導ブロックの設置(注2)	視覚障害者誘導用ブロック	1式								線状・点状ブロック
		運行情報提供設備の設置	発車案内表示設備 特急列車乗車口案内設備	1式 1式								LED式
		標識・案内板等の設置(注2)	触知案内図 点字案内板 音響案内装置	4箇所 3箇所 9箇所								1階風除室付近(音響案内装置付) トイレ入口(音声案内装置付)
		円滑に利用できる乗車券販売所、券売機等の設置	案内サイン 車いす対応用カウンタ	1式 1箇所								エレベーター、トイレ等 カウンタ下部跡込み
		円滑に利用できる改札口の設置	タッチパネル式券売機 有人改札口	5台 2箇所								カウンタ下部跡込み、点字表示(指定券専用1台含む)
		円滑に利用できるプラットホームの整備	ホーム線端警告ブロック	4ホーム								通路幅約90cm 警告ブロック及びび内方線

(注1)位置・数量等の詳細については、今後の検討により変更・調整する可能性があります。

(注2)事業実施に際し、駅前広場及び駅前広場との整合性を図るよう旭川市と調整します。

(2) - 1 道路特定事業【旭川駅前広場】

事業者：旭川市

旭川駅前広場の整備

【事業方針】

移動等円滑化基準に基づき旭川駅前広場を整備します。

【現 状】

JR旭川駅の高架駅舎が供用され、旧駅舎が解体された後、駅前広場の整備を予定しています。



【旭川駅前広場事業内容】

施設名	主な事業内容	実施時期
旭川駅前広場	<ul style="list-style-type: none">・円滑に利用できる駐車場の設置・移動等円滑化された通路の確保（買物公園から駅舎までの勾配緩和）・バス停の利便性の向上・タクシー乗り場の利便性の向上	H25 完了

(2)ー1 道路特定事業【旭川駅前広場】

旭川駅前広場の整備

実施
 継続

路線名	事業者	事業の内容	事業量	実施予定期間							備考欄
				H20	H21	H22	H23	H24	H25以降		
旭川駅前広場	旭川市	円滑に利用できる駐車場の設置									H25完了
		移動円滑化された通路の確保									
		バス停の利便性向上									
		タクシーの乗り場の利便性の向上									

(2)－2 道路特定事業【生活関連経路・バリアフリー促進経路】

事業者：開発局・北海道・旭川市

1. 歩道の整備・改善

【事業方針】

生活関連経路及びバリアフリー促進経路を中心に歩道の整備・改善を進めます。

【現 状】

- ・歩道舗装面に凸凹がある（舗装面の破損・波打、マンホール等の段差）
- ・歩道の勾配が急である（車道側への傾きや横断歩道部で急勾配）
- ・誘導ブロックについての問題（誘導ブロックが無い・破損・色落ち等）
- ・歩道上に障害物がある（電柱、標識等）

【メニュー】

- ・歩道舗装の平坦性の確保
- ・歩道の勾配の改善
- ・誘導ブロックの設置、改善
- ・障害物の移設、撤去、形状変更
- ・休憩施設の設置の検討



2. 歩行環境の向上

【事業方針】

安全かつ安心して移動ができる歩行空間を確保するため、指導・啓発に努めます。また、冬期間は路面状況が変化し歩きにくくなるので除雪を推進し、歩行環境の向上に努めます。

【現 状】

- ・歩きにくい冬期の路面状況の問題
（交差点の雪山、ロードヒーティングの段差、ツルツル路面、水溜まりなど）
- ・バス停の除雪の問題
- ・歩行者用の案内板が少ない
- ・歩道上に看板や自転車などの障害物がある

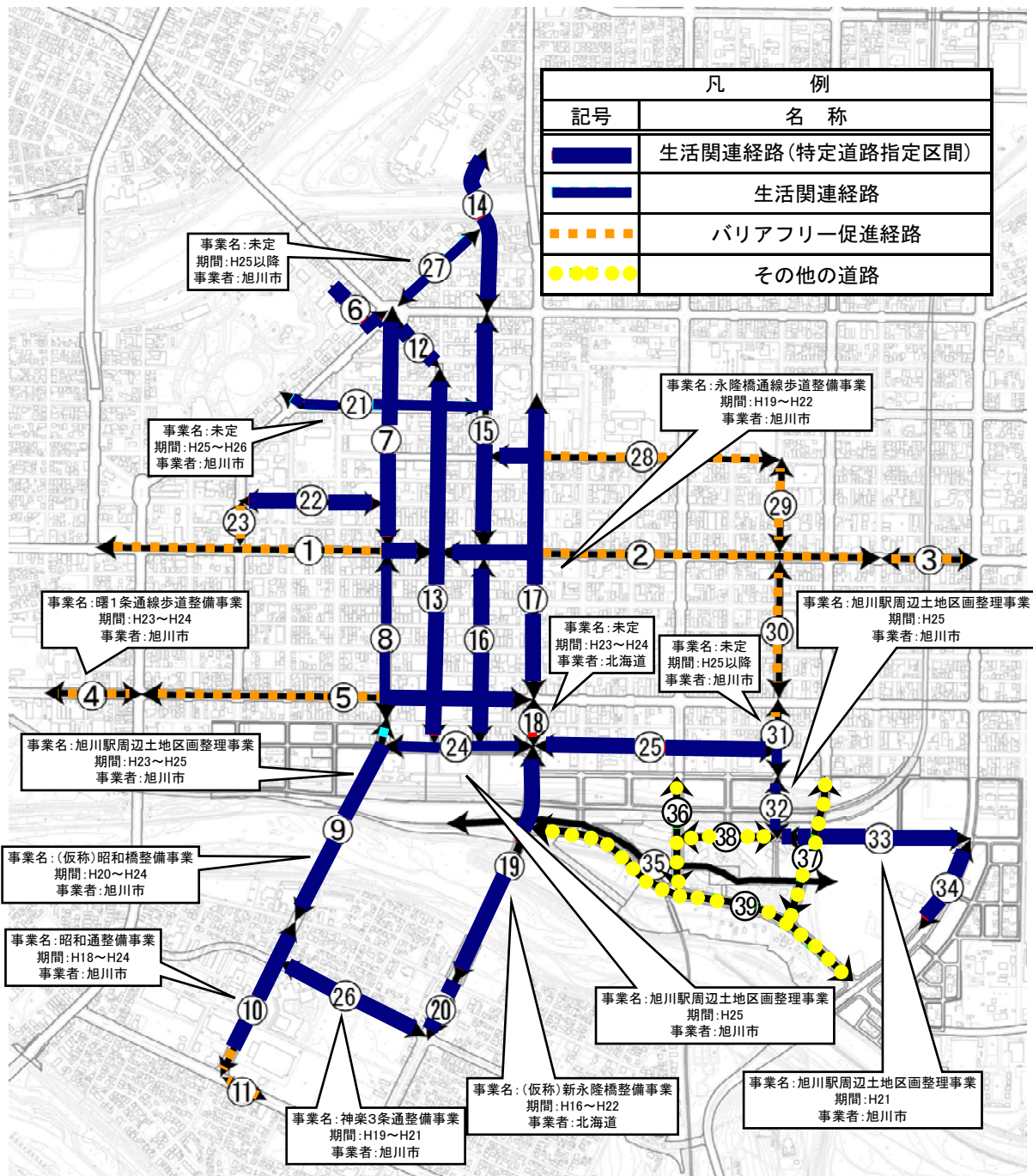


【メニュー】

- ・雪の置き方の工夫と、定期的なパトロールによる排雪の実施
- ・定期的なパトロールによる段差の解消
- ・現場周辺状況の的確な判断による対策の検討
- ・気象状況等の的確な判断による水切り除雪の実施
- ・バス事業者との連携
- ・情報発信の検討
（歩行者用案内板の設置、インターネットから道路情報提供など）
- ・関係機関や住民との連携によるバリアフリー化された道路の維持

※道路特定事業計画の生活関連経路は、バリアフリー新法の第2条第9項の規定に基づく特定道路に指定されている区間と、それ以外の区間に分けて計画する。

生活関連経路・バリアフリー促進経路及びその他の道路の事業区間



(2)-2 道路特定事業(生活関連経路・バリアフリー促進経路・その他の道路)

実施 継続

No.	路線名	街路名	事業者	区分	事業区間	事業の内容	事業量	実施予定期間						備考欄
								H20	H21	H22	H23	H24	H25以降	
1	国道12号	台場4条通	北海道 開発局	生活関連経路(特定道路指定区間) 4条通7丁目 バリアフリー促進経路 4条通1丁目~6丁目	起点 4条通1丁目 終点 4条通7丁目	歩道舗装の平坦性の確保 誘導ブロックの改善 歩道勾配の改善の検討	km km km							整備済路線。随時維持補修対応。
2	国道39号	台場4条通	北海道 開発局	生活関連経路(特定道路指定区間) 4条通8丁目~9丁目 バリアフリー促進経路 4条通10丁目~16丁目	起点 4条通8丁目 終点 4条通16丁目	歩道舗装の平坦性の確保 誘導ブロックの改善 歩道勾配の改善の検討	km km km							整備済路線。随時維持補修対応。
3	国道39号 (17、18丁目)	台場4条通	北海道 開発局	バリアフリー促進経路	起点 4条通17丁目 終点 4条通18丁目	歩道全面整備	km							H19完了
4	市道 曙1条通線	1条通	旭川市	バリアフリー促進経路	起点 曙1条1丁目 終点 1条通1丁目	歩道舗装の平坦性の確保 誘導ブロックの改善	0.2km 0.2km							
5	市道 旭川多度志線	1条通	北海道	生活関連経路(特定道路指定区間) 1条通7丁目~9丁目 バリアフリー促進経路 1条通2丁目~6丁目	起点 1条通2丁目 終点 1条通9丁目	歩道舗装の平坦性の確保 誘導ブロックの改善 歩道勾配の改善の検討	km km km							整備済路線。随時維持補修対応。
6	市道 常磐公園 横通2号線	-	旭川市	生活関連経路(特定道路指定区間)	起点 常盤通1丁目 終点 常盤通2丁目	歩道舗装の平坦性の確保 歩道勾配の改善の検討	km km							整備済路線。随時維持補修対応。
7	国道40号	昭和通	北海道 開発局	生活関連経路(特定道路指定区間)	起点 4条通6・7丁目 終点 常盤通1丁目	歩道舗装の平坦性の確保 誘導ブロックの改善 歩道勾配の改善の検討	km km km							整備済路線。随時維持補修対応。
8	市道 昭和通線	昭和通	旭川市	生活関連経路	起点 1条通6・7丁目 終点 4条通6・7丁目	歩道舗装の平坦性の確保 誘導ブロックの改善 歩道勾配の改善の検討	km km km							整備済路線。随時維持補修対応。
9	市道 昭和通2号線 (仮)昭和橋	昭和通	旭川市	生活関連経路(特定道路指定区間) 宮下通6・7丁目~神楽1条6・7丁目 生活関連経路 宮下1条6・7丁目~宮下通6・7丁目	起点 宮下1条6・7丁目 終点 神楽1条6・7丁目	新たな公道道路整備 歩道全面整備	0.61km							旭川駅前辺土地区画整理事業 H25完了
10	市道 昭和通2号線	昭和通	旭川市	生活関連経路(特定道路指定区間) 神楽2条~神楽4条6・7丁目 バリアフリー促進経路 神楽4条6・7丁目	起点 神楽2条6・7丁目 終点 神楽4条6・7丁目	歩道全面整備(歩道拡幅)	0.45km							都市計画道路事業
12	市道 平和通線 通線	平和通	旭川市	生活関連経路(特定道路指定区間)	起点 8条通7・8丁目 終点 9条通7・8丁目	歩道舗装の平坦性の確保 誘導ブロックの設置と改善	km							整備済路線。随時維持補修対応。
14	市道 緑橋通1号線	-	旭川市	生活関連経路(特定道路指定区間)	起点 9条通8・9丁目 終点 金星町1丁目	歩道舗装の平坦性の確保 誘導ブロックの設置 歩道勾配の改善の検討	km km km							整備済路線。随時維持補修対応。
16	市道 旭川停車場線	緑橋通	北海道	生活関連経路(特定道路指定区間)	起点 宮下通8・9丁目 終点 4条通8・9丁目	歩道舗装の平坦性の確保 誘導ブロックの改善 歩道勾配の改善の検討	km km km							整備済路線。随時維持補修対応。
17	市道 永隆橋通線	永隆橋通	旭川市	生活関連経路(特定道路指定区間)	起点 1条通9・10丁目 終点 6条通9・10丁目	歩道全面整備	0.65km							道路局事業
18	市道 旭川多度志線	永隆橋通	北海道	生活関連経路(特定道路指定区間)	起点 宮下通9・10丁目 終点 1条通9・10丁目	歩道全面整備	0.14km							
19	市道 旭川多度志線 (仮)永隆橋	永隆橋通	北海道	生活関連経路(特定道路指定区間)	起点 宮下通9・10丁目 終点 神楽1条8・9丁目	新たな公道道路整備	0.69km							都市計画道路事業

(2)-2 道路特定事業【生活関連経路・ハリアリアー促進経路・その他の道路】

実地 継続

No.	路線名	事業者	区分	事業区間	事業の内容	事業量	実施予定期間					備考欄
							H20	H21	H22	H23	H24	
21	市道 7条公園通線	旭川市	生活関連経路	起点 7条通5丁目 終点 7条通8丁目	誘導ブロックの設置	0.8km						H26完了
22	市道 5条通1号線	旭川市	生活関連経路(特定道路指定区間)	起点 5条通4丁目 終点 5条通6丁目	歩道勾配の改善の検討	0.8km						整備済路線。随時維持補修対応。
23	市道 3・4丁目間 横通2号線	旭川市	ハリアリアー促進経路	起点 4条通3・4丁目 終点 5条通3・4丁目	歩道舗装の平坦性の確保	km						整備済路線。随時維持補修対応。
24	市道 宮下通1号線	旭川市	生活関連経路	起点 宮下通7丁目 終点 宮下通9丁目	歩道舗装の平坦性の確保	0.39km						旭川駅周辺土地区画整理事業 H25完了
25	市道 宮下通2号線	旭川市	生活関連経路(特定道路指定区間)	起点 宮下通10丁目 終点 宮下通14丁目	歩道舗装の平坦性の確保	km						整備済路線。随時維持補修対応。
26	市道 神楽2条4・8 丁目間1号線	旭川市	生活関連経路(特定道路指定区間)	起点 神楽2条6丁目 終点 神楽2条8丁目	歩道全面整備(歩道拡幅)	0.4km						都市計画道路事業
27	市道 常盤町斜線 通線	旭川市	生活関連経路	起点 常盤町1丁目 終点 上常盤1丁目	誘導ブロックの設置	0.3km						整備済路線。随時維持補修対応。
28	市道 6条通線 6条通3号線	旭川市	生活関連経路(特定道路指定区間) ハリアリアー促進経路 6条通10丁目～14丁目	起点 6条通9丁目 終点 6条通14丁目	歩道舗装の平坦性の確保 歩道勾配の改善の検討	km						整備済路線。随時維持補修対応。
29	市道 東6条・日の出 橋道路線	旭川市	ハリアリアー促進経路	起点 4条通14・15丁目 終点 6条通14・15丁目	歩道舗装の平坦性の確保	km						整備済路線。随時維持補修対応。
31	市道 14・15丁目間 横通線	旭川市	生活関連経路 ハリアリアー促進経路 宮下通～1条通14・15丁目	起点 宮下通14・15丁目 終点 1条通14・15丁目	歩道舗装の平坦性の確保 歩道勾配の改善の検討	0.15km						整備済路線。随時維持補修対応。
32	市道 宮下通15丁目・ 宮前通 西間1号線	旭川市	生活関連経路	起点 宮下通14・15丁目 終点 宮前通西	新たな道路整備	0.16km						旭川駅周辺土地区画整理事業 H25完了
33	市道 宮前通線 宮前通2号線	旭川市	生活関連経路(特定道路指定区間)	起点 宮前通西 終点 宮前通東	新たな道路整備	0.46km						旭川駅周辺土地区画整理事業
34	市道 新開旭川線	北海道	生活関連経路(特定道路指定区間)	起点 宮前通東 終点 宮前通東	歩道舗装の平坦性の確保 誘導ブロックの改善 歩道勾配の改善の検討	km						整備済路線。随時維持補修対応。
35	(仮) 北彩都歩行者 専用道	旭川市	将来ハリアリアー促進経路	起点 終点	新たな道路整備	km						検討中。
36	市道 宮下通13丁目・ 宮前通西間1 号線	旭川市	その他の道路	起点 宮下通13丁目 終点 宮前通西	新たな道路整備	0.3km						旭川駅周辺土地区画整理事業
37	市道 宮下通16丁目・ 宮前通西間1 号線	北海道	その他の道路	起点 宮下通15・16丁目 終点 宮前通西	新たな道路整備	0.45 km						旭川鉄道高架事業
38	市道 宮前通2号線	旭川市	その他の道路	起点 宮前通西 終点 宮前通西	新たな道路整備	0.23 km						旭川駅周辺土地区画整理事業
39	市道 南6条通線 南6条通2号線	旭川市	その他の道路	起点 宮前通西 終点 宮前通東	新たな道路整備	0.97km						旭川駅周辺土地区画整理事業

(2)-2 道路特定事業【生活関連経路・バリアフリー促進経路・その他の道路】

実施 継続

2. 歩行環境の向上

No.	路線名	街路名	事業者	区分	事業区間	事業の内容	事業量	実施予定期間					備考欄	
								H20	H21	H22	H23	H24		H25以降
	全路線		北海道 開発局 旭川市	生活関連経路(特定道路指定区間) 生活関連経路 バリアフリー促進経路 その他の道路	全区間	雪の置き方の工夫と、定期的なパトロールによる 排雪の実施 定期的なパトロールによる除雪の解消 現場周辺状況の的確な判断による対策の検討 気象状況等の的確な判断による水切り除雪の実施	全区間							継続的に実施。
1	国道12号	台場4条通	北海道 開発局	生活関連経路(特定道路指定区間) 4条通7丁目 バリアフリー促進経路 4条通1丁目～6丁目	起点 4条通7丁目 終点 4条通7丁目	バス事業者との連携 関係機関や住民との連携によるパトロール化された 道路の維持 情報発信の検討(歩行者用案内板の設置)	全区間							継続的に実施。
2	国道39号	台場4条通	北海道 開発局	生活関連経路(特定道路指定区間) 4条通8丁目～9丁目 バリアフリー促進経路 4条通10丁目～16丁目	起点 4条通8丁目 終点 4条通9丁目	バス事業者との連携 関係機関や住民との連携によるパトロール化された 道路の維持 情報発信の検討(歩行者用案内板の設置)	全区間							継続的に実施。
3	国道39号 (17,18丁目)	台場4条通	北海道 開発局	バリアフリー促進経路	起点 曙1条1丁目 終点 4条通18丁目	バス事業者との連携 関係機関や住民との連携によるパトロール化された 道路の維持 情報発信の検討(歩行者用案内板の設置)	全区間							継続的に実施。
4	市道 曙1条通線	1条通	旭川市	バリアフリー促進経路	起点 曙1条1丁目 終点 1条通1丁目	バス事業者との連携 関係機関や住民との連携によるパトロール化された 道路の維持 情報発信の検討(歩行者用案内板の設置)	全区間							継続的に実施。
5	市道 旭川多度志線	1条通	北海道	生活関連経路(特定道路指定区間) 1条通7丁目～9丁目 バリアフリー促進経路 1条通2丁目～6丁目	起点 1条通7丁目 終点 1条通9丁目	バス事業者との連携 関係機関や住民との連携によるパトロール化された 道路の維持 情報発信の検討(歩行者用案内板の設置)	全区間							継続的に実施。
7	国道40号	昭和通	北海道 開発局	生活関連経路(特定道路指定区間)	起点 4条通6・7丁目 終点 常盤通1丁目	バス事業者との連携 関係機関や住民との連携によるパトロール化された 道路の維持 情報発信の検討(歩行者用案内板の設置)	全区間							継続的に実施。
8	市道 昭和通線	昭和通	旭川市	生活関連経路	起点 1条通6・7丁目 終点 4条通6・7丁目	バス事業者との連携 関係機関や住民との連携によるパトロール化された 道路の維持 情報発信の検討(歩行者用案内板の設置)	全区間							継続的に実施。
9	市道 昭和通2号線 (仮)昭和橋	昭和通	旭川市	生活関連経路(特定道路指定区間) 宮下通6・7丁目～神楽1条6・7丁目 生活関連経路 宮下通6・7丁目～宮下通6・7丁目	起点 宮下通6・7丁目 終点 神楽1条6・7丁目	バス事業者との連携 関係機関や住民との連携によるパトロール化された 道路の維持 情報発信の検討(歩行者用案内板の設置)	全区間							継続的に実施。
10	市道 昭和通2号線	昭和通	旭川市	生活関連経路(特定道路指定区間) 神楽2条～神楽4条6・7丁目 バリアフリー促進経路 神楽4条6・7丁目	起点 神楽2条6・7丁目 終点 神楽4条6・7丁目	バス事業者との連携 関係機関や住民との連携によるパトロール化された 道路の維持 情報発信の検討(歩行者用案内板の設置)	全区間							H19完了
11	国道237号	西神楽線	北海道 開発局	バリアフリー促進経路	起点 神楽4条6丁目 終点 神楽4条8丁目	バス事業者との連携 関係機関や住民との連携によるパトロール化された 道路の維持 情報発信の検討(歩行者用案内板の設置)	全区間							継続的に実施。
13	市道 平和通 歩行者専用 道路	平和通	旭川市	生活関連経路(特定道路指定区間)	起点 宮下通7・8丁目 終点 8条通7・8丁目	バス事業者との連携 関係機関や住民との連携によるパトロール化された 道路の維持 情報発信の検討(歩行者用案内板の設置)	全区間							継続的に実施。
14	市道 線橋通1号線	—	旭川市	生活関連経路(特定道路指定区間)	起点 9条通8・9丁目 終点 金豊町1丁目	バス事業者との連携 関係機関や住民との連携によるパトロール化された 道路の維持 情報発信の検討(歩行者用案内板の設置)	全区間							継続的に実施。

(2)-2 道路特定事業(生活関連経路・ハリアフリー促進経路・その他の道路)

No.	路線名	街路名	事業者	区分	事業区間	事業の内容	実施予定期間					備考欄
							H20	H21	H22	H23	H24	
15	市道 緑橋通2号線	緑橋通	旭川市	生活関連経路(特定道路指定区間)	起点 4条通8・9丁目	バス事業者との連携 情報発信の検討(歩行者用案内板の設置)						継続的に実施。
					終点 9条通8・9丁目							
16	市道 旭川停車場線	緑橋通	北海道	生活関連経路(特定道路指定区間)	起点 4条通8・9丁目	バス事業者との連携 関係機関や住民との連携による「ハリアフリー」化された道路の維持						継続的に実施。
					終点 9条通8・9丁目							
17	市道 永隆橋通線	永隆橋通	旭川市	生活関連経路(特定道路指定区間)	起点 1条通9・10丁目	情報発信の検討(歩行者用案内板の設置)						
					終点 7条通9・10丁目							
18	市道 旭川多度志線	永隆橋通	北海道	生活関連経路(特定道路指定区間)	起点 宮下通9・10丁目	情報発信の検討(歩行者用案内板の設置)						
					終点 1条通9・10丁目							
19	市道 旭川多度志線 (仮)永隆橋 通線	永隆橋通	北海道	生活関連経路(特定道路指定区間)	起点 宮下通9・10丁目	情報発信の検討(歩行者用案内板の設置)						
					終点 神楽1条8・9丁目							
20	市道 7条公園通線	永隆橋通	北海道	生活関連経路(特定道路指定区間)	起点 神楽1条8・9丁目	情報発信の検討(歩行者用案内板の設置)						
					終点 神楽4条8・9丁目							
21	市道 宮下通1号線	宮下通	旭川市	生活関連経路	起点 7条通5丁目	情報発信の検討(歩行者用案内板の設置)						
					終点 7条通8丁目							
24	市道 宮下通2号線	-	旭川市	生活関連経路(特定道路指定区間)	起点 宮下通7丁目	情報発信の検討(歩行者用案内板の設置)						
					終点 宮下通9丁目							
25	市道 神楽2条4・8 丁目間1号線	神楽3条通	旭川市	生活関連経路(特定道路指定区間)	起点 宮下通10丁目	情報発信の検討(歩行者用案内板の設置)						設置済
					終点 宮下通14丁目							
26	市道 6条通線 6条通3号線	6条通	旭川市	生活関連経路(特定道路指定区間)	起点 神楽2条6丁目	バス事業者との連携						継続的に実施。
					終点 神楽2条8丁目							
28	市道 銀座通 歩行者専用 道路	銀座通	旭川市	ハリアフリー促進経路	起点 6条通9丁目	情報発信の検討(歩行者用案内板の設置)						
					終点 6条通14丁目							
30	市道 宮下通15丁 目 宮前通 西側1号線	-	旭川市	生活関連経路	起点 1条通14・15丁目	情報発信の検討(歩行者用案内板の設置)						
					終点 4条通14・15丁目							
32	市道 宮前通 西側1号線	-	旭川市	生活関連経路	起点 宮下通14・15丁目	情報発信の検討(歩行者用案内板の設置)						
					終点 宮前通西							
33	市道 宮前通線 宮前通2号線	宮前通	旭川市	生活関連経路(特定道路指定区間)	起点 宮前通西	情報発信の検討(歩行者用案内板の設置)						
					終点 宮前通東							
34	市道 新開旭川線	大雪通	北海道	生活関連経路(特定道路指定区間)	起点 宮前通東	バス事業者との連携 情報発信の検討(歩行者用案内板の設置)						継続的に実施。
					終点 宮前通東							

実施 継続

(3) 建築物特定事業【生活関連施設】

事業者：各施設管理者

1. 施設等の整備・改善

【事業方針】

生活関連施設における利用上の利便性及び安全性の向上を図ります。

【現 状】

《廊下、出入口》

- ・誘導ブロックが無い・分かりにくい
- ・手すりが無い
- ・ドアが重くて開閉しにくい
- ・廊下等の幅が狭い・段差がある

《案内》

- ・施設の案内・標識が無い、分かりにくい
- ・筆談できる道具が無い

《昇降施設》

- ・エレベーターが無い、障害者に対応していない
- ・手すりが無い
- ・スロープの勾配が急
- ・昇降設備が無い

《トイレ》

- ・障害者に対応していない
- ・オストメイト対応の設備が無い

《駐車場》

- ・障害者用駐車場が少ない（利用者が多い場合、警備員を配置して対応している）
- ・駐車場までが遠い、駐車場所に傾斜があり乗降しにくい
- ・駐車場の場所や、案内標識等が分かりにくい

【メニュー】

《廊下、出入口》

- ・誘導ブロックの設置、改善
- ・手すりの設置
- ・ドアの開閉の利便性向上

《案内》

- ・案内板の設置、改善
- ・標識の設置、改善

《昇降施設》

- ・エレベーター、エスカレーターの設置、改善
- ・階段手すりの設置
- ・階段踏み面先端の改善

《トイレ》

- ・障害者対応に改善
(オストメイト、車いす対応など)

《駐車場》

- ・障害者用駐車場の設置、増設
- ・適切な場所への配置
- ・標識、表示マークの充実



2. 利用環境の向上

【事業方針】

案内対応の充実、人的対応の向上を図ります。

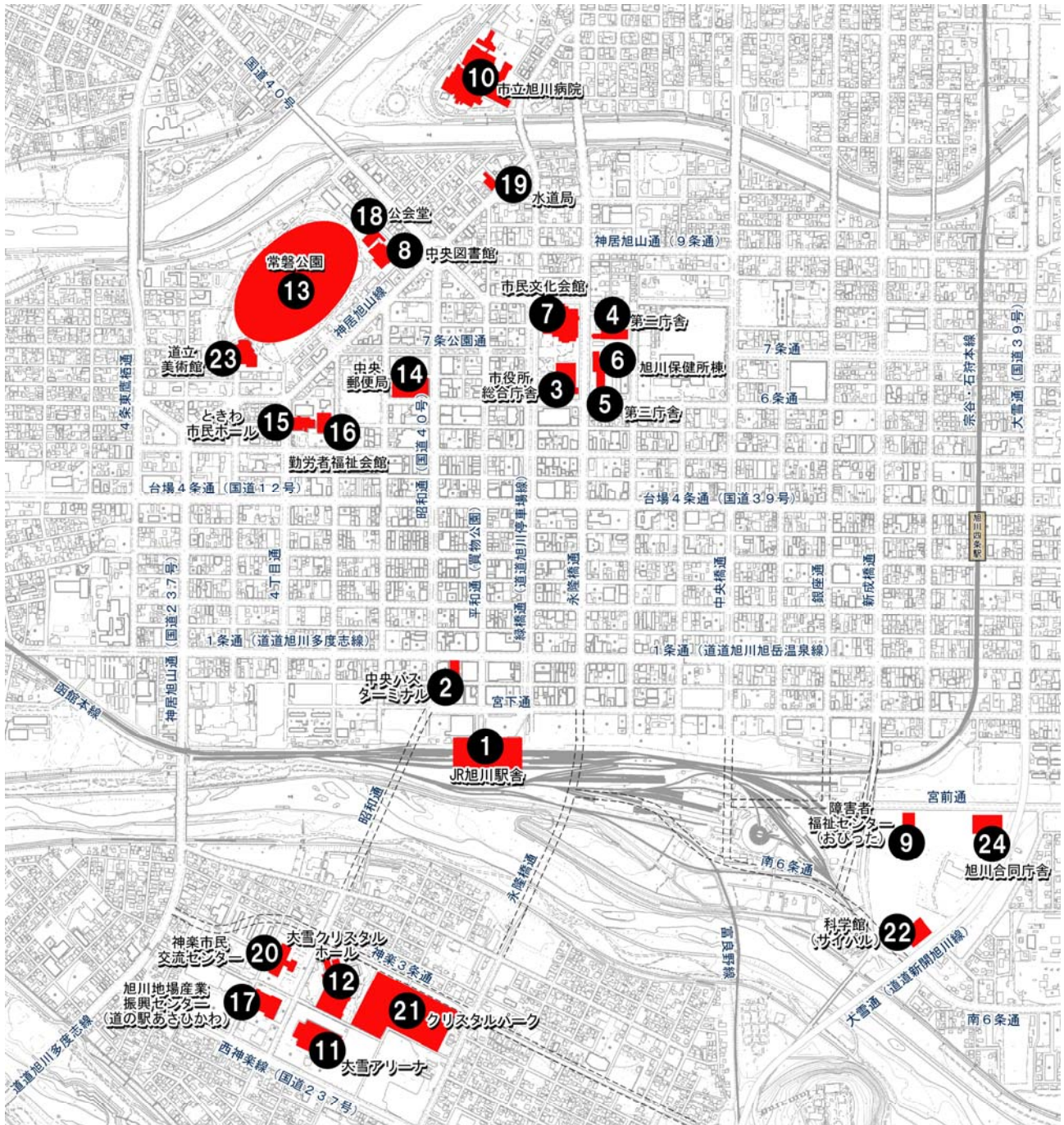
【現 状】

- ・人による案内対応がない
- ・障害者用駐車場に一般の人が停めている
- ・出入口や施設内段差でのサポート環境が整っていない

【メニュー】

- ・職員（社員）による手助けや介助
- ・手話対応などによる窓口対応の向上
- ・筆談器の設置
- ・分かりやすい案内板の設置
- ・利用者の駐車マナー向上の対策

生活関連施設



0 500 1000m

凡例	
記号	名称
■	生活関連施設

(3) 建築物特定事業

1. 施設等の整備・改善

実施 継続

No.	施設名	事業の内容	事業者	事業量	実施予定期間							備考欄	
					H20	H21	H22	H23	H24	H25	以降		
2	中央バスターミナル	出入口階段の改善	北海道 中央バス	1箇所									H19完了
3	市役所総合庁舎	障害者用駐車場の利便性の向上	旭川市	2箇所									表示の改善、路面の改修等。 2階ホール(30m)、階段登口・降口(3階段32箇所)。 1～3階
		誘導ブロックの設置、改善		30m									
		階段の手すりの設置		32箇所									
4	市役所第二庁舎	市役所周辺施設総合案内板の検討	旭川市	48m									既設ブロックの着色。 玄関ホール1階ロビー(13m)、階段登口・降口(各階段15箇所)。 表示の改善。
		敷地内誘導ブロックの改善		3箇所									
5	市役所第三庁舎	誘導ブロックの設置	旭川市	13m 15箇所									
6	旭川保健所棟	トイレの標識の設置	旭川市	2箇所									設置場所、形状、表示内容検討。 トイレ、窓口等の表示の改善。
		案内板設置の検討		1箇所									
7	市民文化会館	標識の改善	旭川市	3箇所									エレベーター、トイレの点字等案内
		標識の改善		2箇所									
8	中央図書館	駐車場標識の改善	旭川市	2箇所									H19完了
		誘導ブロックの改善の検討		1箇所									
10	市立旭川病院	オストメイト対応トイレへ改善	旭川市	1箇所									H19完了
		駐車場案内表示の検討		1箇所									
11	大雪アリーナ	屋内外の案内板、標識等の充実の検討	旭川市	3箇所									金属製誘導ブロックの滑り止め。施工手法を検討、H22頃実施予定。
		2階への昇降装置設置の検討		1箇所									
12	大雪クリスタルホール	障害者用駐車場の改善	旭川市	1箇所									H20完了
		入口の誘導ブロックの改善		110m									
14	中央郵便局	トイレに柵を設置	旭川市	5箇所									代替による実施も含め今後検討。
		障害者用駐車場の勾配緩和の検討		1箇所									
15	ときわ市民ホール	障害者用駐車場の勾配緩和の検討	旭川市	1箇所									H20完了
		インターホンの利便性の向上		1箇所									
16	勤労者福祉会館	駐車場表示の改善	旭川市	2箇所									H20完了
		敷地内通路に手すりの設置		1箇所									
17	旭川地場産業振興センター (道の駅あさひかわ)	誘導ブロックの設置	旭川市	約30m									H19完了
		案内板、標識の改善の検討		1箇所									
18	公会堂	案内窓口までの利便性確保	旭川市	1箇所									H20完了
		駐車場表示の改善		1箇所									
19	水道局	障害者用トイレの設置	旭川市	2箇所									H19完了
		段差解消の検討		1箇所									
23	道立旭川美術館	障害者用駐車場の設置	北海道	1箇所									H20完了
		誘導ブロックの設置の検討		1箇所									
		受付テーブルの改善検討											
		案内までの誘導ブロックの設置の検討											
		トイレ手洗い改善の検討											

(4) 交通安全特定事業

事業者：北海道公安委員会・北海道警察

1. 道路横断の安全確保

【事業方針】

信号機について「押しボタンが車道側にあり危険である」、「信号の青時間が短い」、「音響式信号機の音が聞こえにくい」など多くの課題が挙げられました。

横断歩道での安全確保のため、信号機の改善を図ります。

【現状の対応】

- ・押しボタンの設置位置など、現場での個別の課題について状況により対応しています

【メニュー】

- ・音響機能付加装置等の設置
- ・歩行者用青時間確保の検討

2. 違法駐車防止

【事業方針】

フィールドチェックにおいて、バス停付近、歩道及び誘導ブロック上などに駐停車車両が多く見受けられました。

歩行者の移動等を円滑にするため、違法駐車防止に努めます。

【現状の対応】

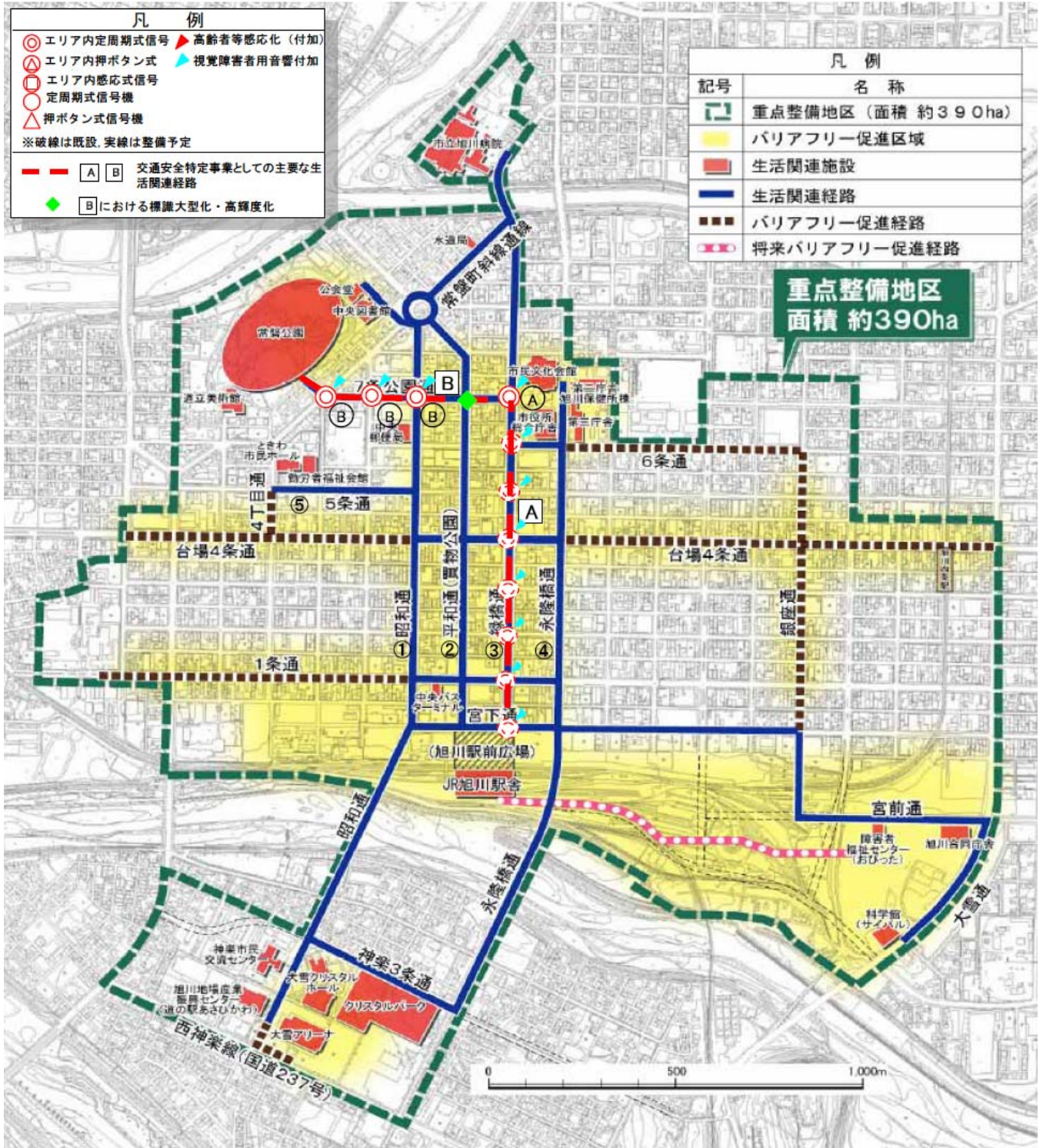
- ・駐停車車両の取り締まりは随時行っています

【メニュー】

- ・バス停付近、歩道及び誘導ブロック上などの駐停車車両等の取り締まり強化
- ・広報、啓発の実施



道路横断の安全確保計画図



※ 交通安全特定事業として、生活関連経路のうち中心部の主要な施設(JR旭川駅、市役所、常磐公園)を結ぶ経路を、主要な生活関連経路と位置付ける。

4. 交通安全特定事業

実施 継続

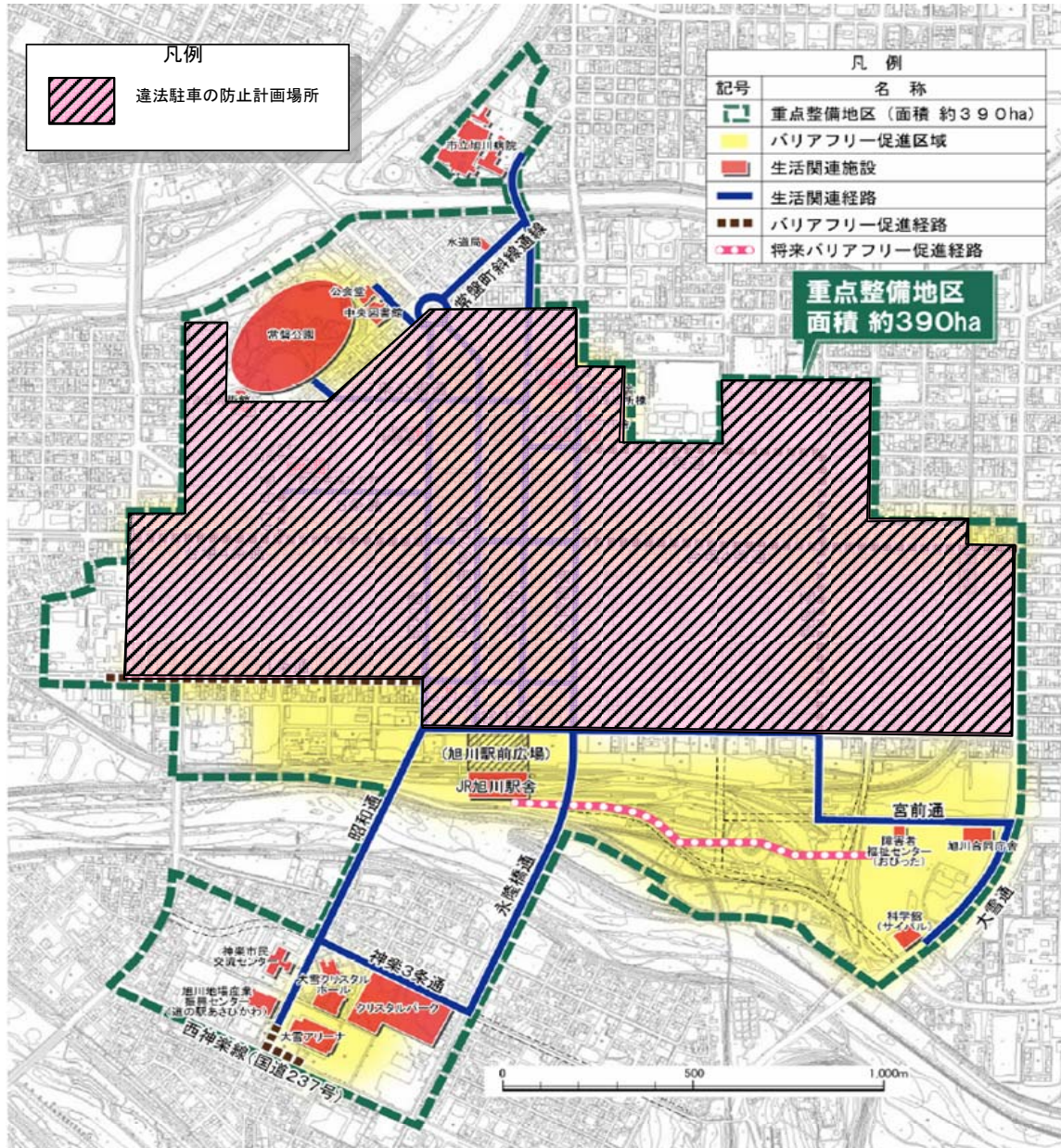
1. 道路横断の安全確保(交通安全事業としての主要な生活関連道路)

No	路線名	街路名	事業者	事業区間	事業の内容	実施予定期間					備考欄	
						H20	H21	H22	H23	H24		H25以降
A	15市道 緑橋通2号線 19市道 旭川停車場線	緑橋通	公安委員会	宮下通8丁目～7条通9丁目	視覚障害者用音響付加装置の設置							
				7条通5丁目～7条通9丁目	視覚障害者用音響付加装置の設置 標識の大型化、高輝度化							
B	21市道 7条公園通線	7条公園通	公安委員会									

2. 道路横断の安全確保(生活関連道路)

No	街路名	事業者	事業区間	事業の内容	実施予定期間					備考欄		
					H20	H21	H22	H23	H24		H25以降	
1	7国道40号 8市道 昭通線 19市道 昭通2号線 (昭通線) 10市道 昭通2号線	公安委員会	神楽4条6丁目～8条通6丁目	視覚障害者用音響付加装置の設置								
			宮下通7丁目～8条通7丁目	視覚障害者用音響付加装置の設置								
2	13市道 平和通歩行者専用道路	公安委員会	7条通9丁目～金星町1丁目	視覚障害者用音響付加装置の設置								
			神楽2条8丁目～8条通9丁目	視覚障害者用音響付加装置の設置 高齢者等感心化								
3	14市道 緑橋通1号線 15市道 緑橋通2号線	公安委員会	5条通4丁目～5条通6丁目	視覚障害者用音響付加装置の設置								
			重点整備地区内	視覚障害者用音響付加装置の設置 標識の大型化、高輝度化								

違法駐車防止計画図



4 交通安全特定事業

実施
 継続

2. 違法駐車防止

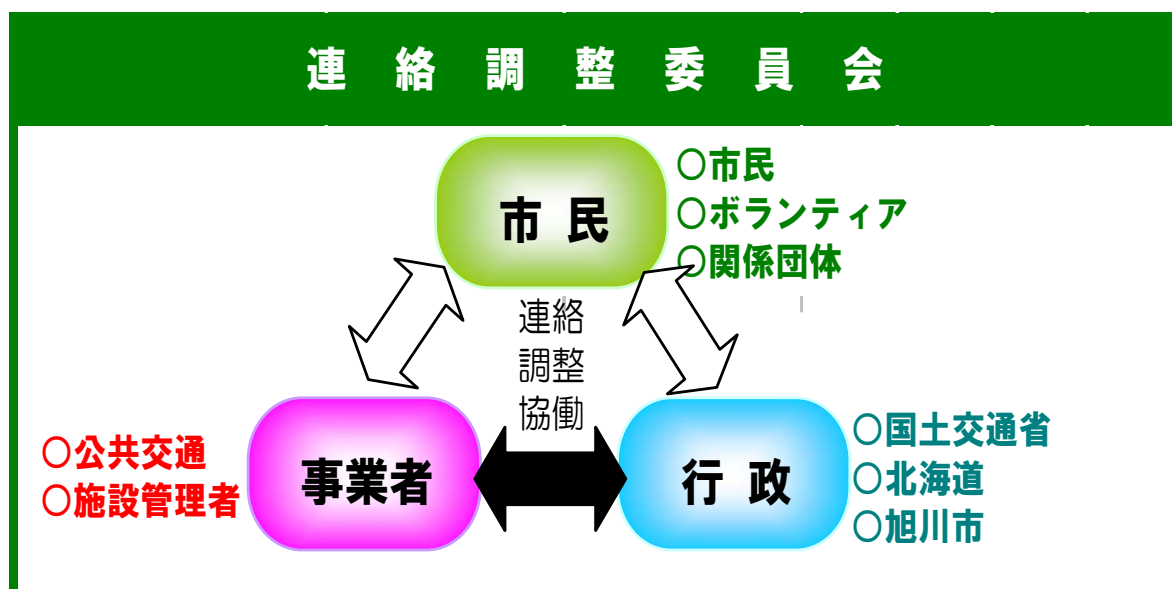
No	路線名	街路名	事業者	事業区間	事業の内容	実施予定期間					備考欄	
						H20	H21	H22	H23	H24		H25以降
	1国道12号他	台場4条通他	北海道警察	別図違法駐車防止計画場所	バス停付近、歩道及び誘導フロップ上などの 駐車車両面等の取り締まり強化 広報、啓発の実施							

6. 特定事業計画策定までの経過

- ・平成20年 3月31日 旭川市バリアフリー基本構想策定
- ・平成20年11月21日 第1回旭川市バリアフリー基本構想連絡・調整委員会
- ・平成21年 7月24日 第2回旭川市バリアフリー基本構想連絡・調整委員会
- ・平成21年 11月13日 旭川市バリアフリー特定事業計画策定


7. 旭川市バリアフリー基本構想連絡・調整委員会

基本構想を推進していくため、関係する事業者と行政機関により継続的な協議体制を組織し、各関係機関が連携を図り情報を共有し、総合的かつ一体的な事業を推進することを目的として、特定事業・促進事業の実施について調整を図っていきます。



旭川市バリアフリー基本構想連絡・調整委員会構成


事業区分	関係機関・事業	機関・団体等の名称
公共交通	鉄道事業	北海道旅客鉄道株式会社
	バス事業	旭川電気軌道株式会社
		道北バス株式会社
道路	国道管理者	北海道開発局 旭川開発建設部 道路第2課
	道道管理者	北海道旭川土木現業所 道路建設課
	市道管理者	旭川市土木部土木総務課
	旭川駅周辺土地区画整理事業	旭川市都市建築部駅周辺開発課区画整理担当
交通安全	公安委員会	北海道警察旭川方面本部交通課
		北海道警察旭川方面本部中央警察署 交通第一課
		北海道警察旭川方面本部東警察署 交通第一課
行政	国土交通省	北海道運輸局 旭川運輸支局
	旭川市	旭川市総合政策部まちづくり推進課
		旭川市福祉保健部障害福祉課
		旭川市都市建築部駅周辺開発課
事務局	旭川市	旭川市都市建築部都市計画課



旭川市バリアフリー特定事業計画
平成 21 年（2009 年）
発行：旭川市

【問い合わせ先】

旭川市 都市建築部 都市計画課
〒070-8525 旭川市6条通9丁目
TEL (0166) 26-1111 (代表)
HP <http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/>



旭川市バリアフリー特定事業計画

